

事 務 連 絡
平成 29 年 6 月 15 月

文部科学大臣所轄各学校法人
庶務・総務担当課
財務担当課
研究支援担当課 御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

私立大学が行う受託研究に係る法人税の非課税措置に関する税制改正を踏まえた受託研究に係る契約又は協定の例等について（周知）

平成 29 年 4 月 3 日付け「私立大学が行う受託研究に係る法人税の非課税措置に関する税制改正について（通知）」において、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 5 条第 1 項第 10 号に規定する請負業の範囲から除外される受託研究の要件の改正について通知したところですが、当該要件に適合する契約又は協定における記載の例を別添のとおりまとめました。

受託研究に係る契約又は協定における記載事項は、個別の受託研究の状況等により異なるものであり、また、各大学の方針や社会状況等を踏まえて不断に見直しが行われるものであることから、必ずしも別添に記載の例にとられるものではありません。個々の受託研究に係る契約又は協定における記載が要件に適合するか否かは、本事務連絡を参考に、各大学において適切に判断いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡については、財務省及び国税庁と協議済みであることを申し添えます。

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局私学部

私学行政課法規係

（電話）03-5253-4111（内線 2532）

（E-mail）sigakugy@mext.go.jp

1. 改正後の要件の基本的な考え方について

- 請負業の範囲から除外される受託研究の要件は、以下のⅠ又はⅡを満たすことである。
 - Ⅰ 受託研究に係る契約又は協定において、当該研究の成果の全部又は一部が学校法人に帰属する旨が定められていること
 - Ⅱ 受託研究に係る契約又は協定において、当該研究の成果について学術研究の発展に資するため適切に公表される旨が定められていること
- このうち、Ⅰについて、具体的にどのような契約又は協定の例が要件を満たすと判断されるかは2に示すとおりであるが、あくまで例示であり、これに限られるものではない。Ⅰの要件が定められた趣旨（大学において、当該受託研究の成果を更なる教育や研究に活かすことが重要であること）を踏まえ、各大学において適切に判断することが必要である。（「甲」は「学校法人」、「乙」は「委託者（研究開発法人、企業等）」とする。）
- Ⅱの要件の改正に伴い、あらかじめ契約又は協定において具体的な公表の方法を定める必要はないが、平成29年4月3日付け「私立大学が行う受託研究に係る法人税の非課税措置に関する税制改正について（通知）」の「第三 留意事項」の2に留意することが必要であり、契約書において「適切に公表を行う」旨を明記することが必要である（例：「大学は、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、当該研究の成果を適切に発表又は公表する。」）。

2. 「受託研究に係る契約又は協定において、当該研究の成果の全部又は一部が学校法人に帰属する旨が定められているもの」について

(1) 上記1. Ⅰの要件を満たすと判断される契約又は協定の例

- ・下記のうちいずれか一つでも定められている場合には、要件を満たすと判断される。なお、本要件における「成果」は知的財産権に限るものではない。
- ・なお、大学としてあらかじめ包括的なポリシーや規定を定め、「受託研究における研究成果は大学において活用することが必要であり、少なくともその一部については大学に帰属する」旨を記載し、受託研究に係る契約又は協定において、当該受託研究は、当該ポリシーや規定に従って行う旨を記載することも考えられる。

- ① 本研究の結果生じた知的財産権は甲又は甲に属する研究担当者に帰属するものとする。（※1）
- ② 本研究に基づき、甲の研究担当者が単独でした発明等に係る知的財産権は、甲の単独保有とし、乙の研究担当者が単独でした発明等に係る知的財産権は、乙の単独保有とする。この場合、当該発明等に係る知的財産権のうち、権利化のために出願又は申請をする必要があるものについては、出願又は申請の前にあらかじめ相手方の書面による同意を得るものとする。（※2）
- ③ 本研究成果のうち、甲及び乙の研究担当者が共同でなした発明等に係る知的財産権は、甲乙の共有とする。

- ④本受託研究を実施することにより得られる知的財産権は甲乙の共有とし、持分は均等とする。
- ⑤甲がなした本研究の知的財産権以外の研究成果は、甲に単独で帰属するものとする。
- ⑥本研究の成果のうち、知的財産権に該当しない技術的成果は、甲乙の共有とする。甲及び乙は、その持分について、甲乙協議の上、決定する。（※3）
- ⑦乙は、研究成果に係る知的財産権を甲から譲り受けないものとする。ただし、甲が当該知的財産権を放棄する場合は、この限りでない。（※4）
- ⑧乙は、甲が産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第19条第1項各号に掲げる全ての事項を遵守することを条件に、甲に所属する研究者等が本委託研究の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権（全部又は一部の持分であることを問わない。）を甲から譲り受けないことができる。（※5）

等

- ※1…研究成果が研究者のみに帰属し、大学に成果が承継されることになっていない場合は要件を満たさない。
- ※2…「成果の帰属」に関するもの以外の条件は、本要件の充足性の判断に影響しない。
- ※3…協議の結果、甲の持分が0である旨を定める場合には、要件を満たさない。
- ※4…大学側が成果の帰属を放棄する場合の規定があるときに要件を満たすためには、⑤のような規定を併せて規定することが必要である。なお、（2）にかかわらず、成果の帰属の決定権限が100%大学側にある場合には、証明書類等を別途提示することなく、要件を満たすと判断される。（大学側が放棄した場合を除く。）
- ※5…この規定に基づき、バイ・ドール条項が適用される場合には、すべての知的財産権は大学に帰属することが前提となることに留意する。したがって、（2）にかかわらず、付されている条件が所謂「日本版バイ・ドール条項」に関するものである場合には、証明書類等を別途提示することなく、要件を満たすと判断される。

（2）条件付きで上記1. Iの要件を満たすと判断される契約又は協定の例

- ・（2）に該当するか否かの判断のポイントは、必ずしも成果が甲に帰属しない場合が考えられるか否かという点である。
- ・一方、1. Iの要件を満たすためには、受託研究に係る契約又は協定において、当該研究の成果の全部又は一部が学校法人に帰属する旨が定められていることが必要であるが、成果の全部又は一部が学校法人に帰属することが、契約又は協定において定められている場合と同等に解釈できる場合には、要件を満たすと判断される。
- ・例えば、下記の場合（例①～③）であっても、契約書とは別に取り交わした覚書・同意書等において甲に成果が帰属することが明らかにされている場合や、事後に発明がなされた場合の特許庁への共同出願書類の写し、研究成果

の現物（実験ノート等）など、成果の一部又は全部が大学に帰属していることを示す書類等（以下「証明書類等」という。）がある場合には、要件を満たすと判断される。これらの場合、税務当局の求めに応じて別途提示することができるよう覚書・同意書等又は証明書類等を保存しておくことが必要である。

- ・なお、研究成果の帰属の決定が、税務当局から求められるタイミングに間に合わない場合も考えられるが、大学は、研究の成果を当該大学の教育又は研究に活用することも研究を行う目的の一つとしてしていると考えられるため、大学に成果の一部を帰属させる決定の機会が留保されており、その決定には大学の同意が必要とされている場合には、大学において技術的成果も含め成果の全てを放棄することは通常想定されないことから、実質的には大学に成果が帰属するものと同視でき、要件を満たすと判断される。（下記例①～③）ただし、協議の結果、万が一当該研究に係る成果の帰属が100%企業側になった場合には要件を満たさないことから、大学は、税務当局に対して申告を行うことが必要である。

- ①本研究の結果生じた知的財産権は、その帰属及び取扱いについて、甲乙協議の上、書面にて定めるものとする。
- ②甲及び乙は、本研究の成果にかかる知的財産権を、原則として甲乙の共有とし、その持分については別途その都度甲乙協議して定めるものとする。
- ③本研究の成果に係る知的財産権について、相手方の承諾を得たものについては、相手方の承諾を得た、甲又は乙に帰属するものとする。

等

※なお、上記例①～③については、税制上の観点からは、要件該当性が不明確であることから、税制優遇を受けるに当たっては、大学側に何らかの成果が帰属するのであれば極力（1）の定め方とするよう留意されたい。

（3）上記1. Iの要件を満たさないと判断される契約又は協定の例

- ①本受託研究の結果生じた知的財産権及び知的財産権以外の研究成果は乙又は乙に属する研究担当者に帰属するものとする。

※「知的財産権及び知的財産権以外の研究成果」との記載により受託研究の結果生じたすべての成果を網羅していると考えられ、それが甲に帰属する余地がないと考えられるため、要件を満たさないと判断される。

- ②甲は、乙に対し、成果物に係る甲の知的財産権を、成果物の引渡し時にすべて乙に譲渡するものとする。

※受託研究完了時に、研究成果をすべて乙に譲渡することとなると、受託研究終了後に成果が甲に残る余地がなく、大学内で当該成果を教育や研究に活用することが不可能であると考えられるため、本要件が定められた趣旨に照らし、要件を満たさないと判断される。ただし、「知的財産権」に該当しない成果が甲に帰属することとされている等、（1）に規定するような例がいずれか一つでも定められている場合には、要件を満たすと判断される。

等